

**至 急**

事 務 連 絡

平成 22 年 4 月 20 日

地 方 獣 医 師 会 会 長  
産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 衛 生 担 当 役 員 各 位  
事 務 局 長

社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

専 務 理 事 大 森 伸 男

### **宮 崎 県 下 に お け る 口 蹄 疫 疑 似 患 畜 の 確 認 事 例 の 発 生**

口蹄疫につきましては、本年に入り 1 月と 4 月に韓国における発生が報告されたところですが、本日、別紙プレスリリースのとおり宮崎県下における飼養牛に疑似患畜症例の発生が農林水産省から公表されたところであります。

本日の農林水産省からの説明では、4 月 9 日に口内にびらん等の臨床症状を呈した牛について経過観察していたところ、19 日の動物衛生研究所における PCR 検査により 4 頭中 3 頭が陽性反応を示し疑似患畜の発生と決定され、飼養地域半径 10 キロメートル範囲の移動制限、半径 20 キロメートルの搬出制限措置が講じられたとのことであります。

各地方獣医師会におかれましても、以上ご留意の上、管轄の都道府県当局の指導の下で管内の飼養家畜（牛・豚等）についての臨床症状のチェック、一般的衛生管理の関係農家指導等について、なお一層徹底を期されますよう関係会員への周知及び情報提供についてよろしくご対応いただきますようお願いいたします。

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いいたします。

# 農林水産省

## プレスリリース

平成22年4月20日  
農林水産省

### 口蹄疫の疑似患畜の確認及び口蹄疫防疫対策本部の設置について

- 本日、宮崎県の農場の飼養牛に、家畜伝染病である口蹄疫の疑似患畜が確認されました。このため、本日、農林水産省に口蹄疫防疫対策本部を設置しました。
- なお、当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛の移動を自粛しています。口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

#### 農場の概要

宮崎県児湯郡都農町 繁殖牛農家(繁殖牛9頭, 育成牛3頭, 仔牛4頭)

#### 経緯

本日未明、宮崎県の農場の飼養牛について、動物衛生研究所で口蹄疫に関するPCR検査(遺伝子検査)を行ったところ、陽性が確認されました。

この陽性が確認された牛については、専門家の意見を聞き、家畜伝染病予防法に基づく殺処分等の防疫措置の対象となる口蹄疫の疑似患畜と判断しました。

現在、ウイルス分離検査による確定診断を実施しており、ウイルスが分離されれば、家畜伝染病予防法に基づく患畜となります。

なお、当該農場については、感染が疑われるとの報告があった時点で飼養牛の移動を自粛しています。

※国内での口蹄疫の発生は、平成12年(宮崎県・北海道)以降、確認されていません。

#### 今後の対応

本日、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に赤松農林水産大臣を本部長とする口蹄疫防疫対策本部を設置したところであり、宮崎県とともに今後の防疫措置について、速やかに検討します。

#### その他

(1)口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。

(2)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

#### — お問い合わせ先 —

消費・安全局動物衛生課

担当者: 伏見、嶋崎

代表: 03-3502-8111(内線4581)

ダイヤルイン: 03-3502-5994

FAX: 03-3502-3385

[ページトップへ](#)

Copyright©2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話: 03-3502-8111(代表)

農林水産省